

公共工事の執行に係る 沖縄総合事務局の取り組みについて

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部
技術管理課

1. 建設業における働き方改革
2. 労務単価の見直しについて
3. 建設資材等の高騰対策について

参考資料

1. 建設業における働き方改革

新4Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新4K（給与・休暇・希望・かっこいい）を実現するため、沖縄総合事務局において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□ 賃上げを表明した企業に加点措置★ （総合評価落札方式）

- ・ R4.4.1以降に契約締結する総合評価落札方式の全ての工事・業務
- ・ 従業員に対する目標値以上の賃上げを表明した入札参加者に対して加点。
- ・ 達成状況を確認し、未達成の場合は、加点する割合よりも大きく減点。

<これまでの実績（賃上げ表明の割合）>

- ✓ R4年度：約7割
- ✓ R5年度：約9割
- ✓ R6年度：約9割
- ✓ R7年度：約9割

□ キャリアアップシステム（CCUS）の義務化及び活用推奨モデル工事★

- ・ R2年度から一般土木（WTO）を対象において、**CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点**するモデル工事を発注。
- ・ R5年度以降は、一般土木（WTO,B,C）、As舗装（A,B）、PC工事を対象に拡大して継続実施。

休暇

□ 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援★

- ・ これまでの週休2日（月単位、完全週休2日等）の促す
- ・ 毎月第2土曜日と第4土曜日・日曜日を現場閉所日を継続
- ・ **工期内に猛暑期間を含む全ての工事**を「猛暑期間・時間の作業回避」として公告。

□ 適正な工期設定指針

- ・ 適正な工期を設定するための**具体的・定量的な指針**をR2.3に策定・公表。

<主な内容>

- ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候、猛暑等を考慮
- ✓ 余裕期間制度の原則活用
- ✓ 受発注者間の工事工程の共有
- ✓ 条件明示の公表

希望

□ i-Constructionの推進★

- ・ 建設現場の生産性を向上するため、**必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」**を発注。

<これまでの実績（主な工種 土工、舗装等）>

- ✓ R3年度：7件
- ✓ R4年度：15件
- ✓ R5年度：30件
- ✓ その他、BIM/CIM活用、規格の標準化、施工時期の平準化、新技術の活用などを推進。

□ 中長期的な発注見通しの公表

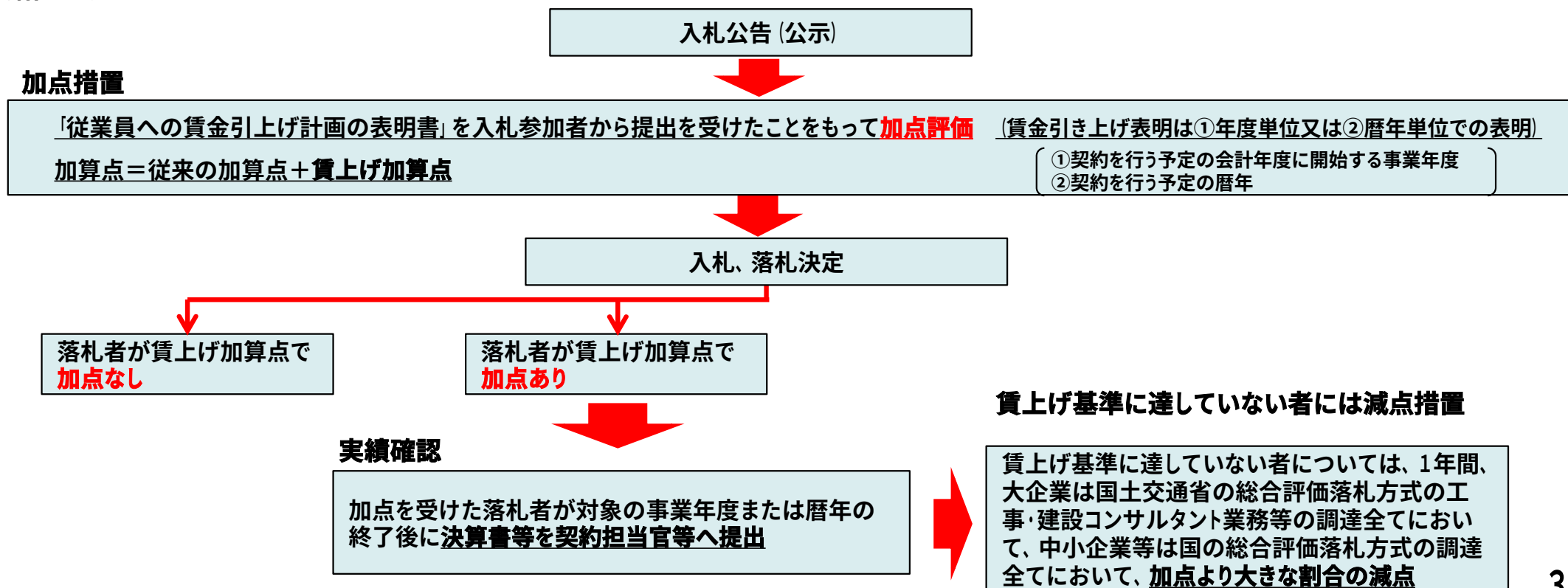
- ・ 改正品確法を踏まえ、R2年度より**中長期的な工事発注見通し**を作成・公表。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象：令和8年4月1日以降に公告を実施する、総合評価落札方式による国土交通省の工事・建設コンサルタント業務等。
- 加点評価：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は3%以上。
- 実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認。未達成の場合、大企業はその後の国土交通省の工事・建設コンサルタント業務等調達において、中小企業等はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



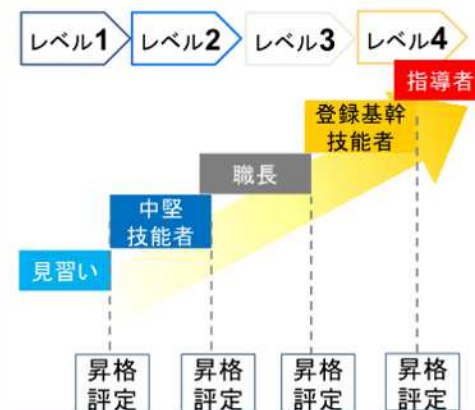
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

1. 概要

建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記 (契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評定を**加点／減点 (減点は義務化のみ)**するモデル工事を実施しているところ。

2. 対象工種

- ・令和2年度から一般土木 (WTO) を対象にCCUSの活用試行工事を開始。
- ・令和4年度は、一般土木 (B,C等級)、PC上部工、アスファルト舗装 (A,B等級) を対象として試行を拡大 (発注件数の約50%)。
- ・**令和5年度から過年度の3工種において、全ての発注工事を対象に引き続き試行実施する。(令和6年度継続)**
- ・参考) R6実績: 一般土木 (義務化0件、活用推奨12件)、PC上部工 (義務化0件、活用推奨1件)、アスファルトA,B等級 (活用推奨12件)

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
 - ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
 - ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率 (カードタッチ率) 50%を達成するよう努めること
- ※上記①～③の全ての指標の達成状況により、工事成績評定で**加点／減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期 (初回6ヶ月後、以降3ヶ月毎) に以下をそれぞれ確認。確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ **事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率 (カードタッチ率)**

(3) 工事成績評定 (工事完成検査/成績評定時)

特記仕様書に記載された①～③の全ての指標の達成状況により工事成績評定で**加点／減点**

- ※**全ての指標目標を達成：1点加点 (平均技能者登録率90%以上の場合はさらに1点加点)**
- ※**最低基準未達成の場合 (平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点 (義務化のみ)**

(4) 積算

カードリーダー設置費用、現場利用料 (カードタッチ費用) について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

※活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評定の減点はないが、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**報告**することを求める。

建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

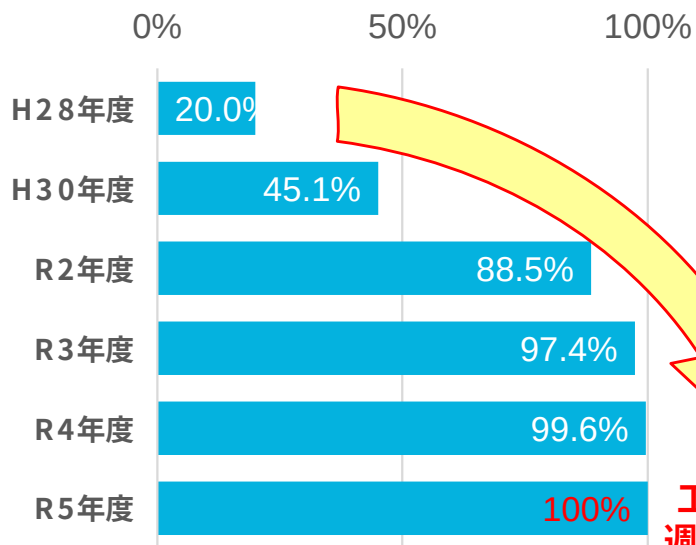
- 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5 週休2日の取組の拡大

週休2日工事（工期全体）の実施率（直轄）



工期全体の
週休2日達成

R6～R7 週休2日の質の向上

R6～
月単位の週休2日制を推進
R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

R8～ 多様な働き方の実現

週休2日としての働き方

気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

猛暑日を考慮した工期設定 (直轄土木工事における適正な工期設定指針)【制度】

- 令和5年度より、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良

■猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数(年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの)を雨休率に加味し、工程(官積算)を設定。

工 期 = 実働日数 × (1 + 雨休率)
+ 準備期間 + 後片付け期間 + その他作業不能日

実働日数:
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数

天候等による作業不能日 = 降雨・降雪日日数 + 猛暑日日数

**猛暑日日数 = 年毎のWBGT値31以上の時間 ※を日数換算し、
平均した値(対象:5か年)**

※:8時~17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ(8~17時を対象)を活用

■工期延長等に伴う増加費用の積算

工程(官積算)で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日: 46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数: 12日間
(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(20xx年~20xx年)の気象庁(〇〇観測所)及び環境省(〇〇地点)のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

1-3 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記 特記仕様書への記載による現場施工回避の協議の円滑化

【関東地方整備局 宇都宮国道事務所】
○現場作業を休工しやすくするため、猛暑期間の現場施工回避について協議できる旨を特記仕様書へ明記
○受注者において、猛暑期間(7月、8月)を内業または準備期間とすることにより、現場作業を休工

発注者の取組・工夫

熱いアスファルト(敷き均し時は110度以上)を扱う舗装工事において、猛暑期間の現場作業を休工しやすくするため、試行的に下記を特記仕様書に明記。

＜特記仕様書の記載＞
「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7～8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。」

取組の効果

- ・働き方：熱中症、夏バテの予防等、社員・現場作業者の**健康管理・体調管理に寄与**。
- ・働き方：猛暑期間が夏休みやお盆期間と重なるため、家族との団らん等、**W. L. B(ワークライフバランス)にも寄与**。
- ・品質等：舗装の品質上、施工後、舗装温度が50度以下にならないと交通開放できない基準のため、猛暑期間は気温が高く、温度低下が遅く品質管理が難しいことから、猛暑期間を避けた施工は、**舗装の品質管理にも寄与**。

受注者の取組・工夫

受注者において、猛暑期間(7月、8月)を内業または準備期間とする工程を設定

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
工期		準備等	現場作業の休工		舗装工事		片付

留意点

- ・7月～8月の現場作業休工期間中の作業員の収入減への懸念。
- ・近年の気温変化により6月の熱中症の危険性が高いため、6月から現場施工を回避できる等柔軟化が必要。

1-4 猛暑時間の施工回避 作業開始時間の前倒し

【近畿地方整備局淀川河川事務所】

- 熱中症対策として猛暑期間中の作業時間を柔軟に設定
- 受注者と監督員協議の上、作業の開始時間を前倒すことで、熱中症による死傷者発生数が最も多い15時台※を避けて作業を完了

受注者の取組・工夫

- ・受注者において、猛暑期間(6月～9月)に実施する高水敷除草作業について作業を前倒して実施。
- ・通常であれば、8時～17時の勤務体制であるが、6時～15時に変更。実作業は、6時30分～14時(前後は準備・後片付け等)までとし、熱中症による死傷者発生数が最も多い15時台を避けて作業を完了。



高水敷除草工実施状況

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間													
本事例の作業時間													

熱中症による死傷者発生数の多い15時台※より前に作業完了

※2024 年(令和6年) 職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値)(厚生労働省)より

取組の効果

- ・働き方 : 熱中症、夏バテの予防等、作業者の健康管理・体調管理に寄与。

留意点

- ・近隣に住戸がある場合などは早朝の作業開始が難しい。

1-4 猛暑時間の施工回避 休憩時間の延長

【沖縄総合事務局】

- 昨今の猛暑等、厳しさを増す現場環境への対応をしつつ、労働時間の確保も考慮した多様な働き方の実現に向けた取組
- ボックスカルバート工事における、猛暑日における閉鎖空間(箱形ルーフ内)での作業において、作業時間帯の変更を実施

受注者の取組・工夫

猛暑日は昼休憩を1時間延長し実作業時間を1時間短縮。

作業従事時間 9h(8:00～17:00)

うち休憩時間 3h(10:00～10:30, 12:00～14:00, 15:00～15:30)

工事進捗への影響がないよう、気温が下がった時期をみて1時間程度の残業を実施。

残業込み時間 10h(7:30～17:30)

うち休憩時間 2h(10:00～10:30, 12:00～13:00, 15:00～15:30)

猛暑により、昼休みを1h→2hに延長した日数 30日

R6.7～R6.9のうち 15日

R7.7～R7.9のうち 15日

(9月下旬～4月に残業込みの時間で代替)

取組の効果

熱中症の危険時間帯(11時～15時)に2hの昼休憩を取ることでリスク回避を行い、午後からの作業効率が向上した。



パイプルーフ補助工法
(箱型ルーフ人力掘削状況)

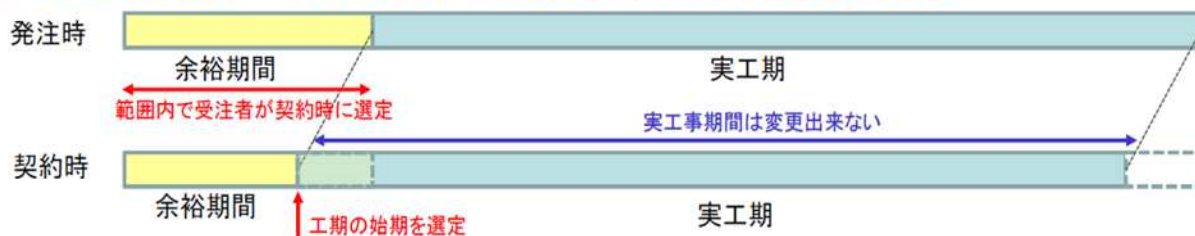
余裕期間制度の取り組み

- 余裕期間は、契約ごとに6ヶ月を超えない範囲内で設定することができ、工期の始期もしくは、工期の終期を発注者または受注者が選択できる制度。
- 柔軟な工期設定を通して、建設資材や建設労働者などが確保でき、受注者視点からの平準化に資する。
- 令和7年度発注工事では、76.1%の工事において余裕期間を活用。

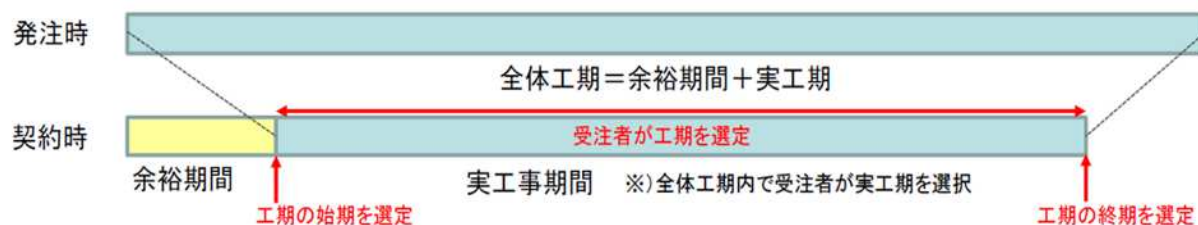
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

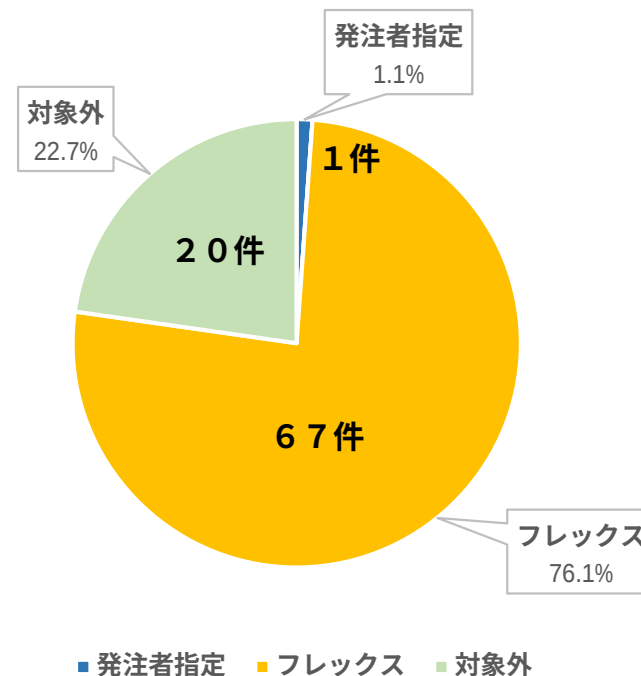


③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の専任： 余裕期間内は、主任又は監理技術者の専任不要。
(但し、資機材の発注は可、現場搬入不可)

余裕期間の適用状況（令和7年度）



※開建部（営繕、空港・港湾除く）と4事務所（国道2事務所、ダム、公園）を集計
※通年維持工事については集計対象より除外

R6年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、**受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施**

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

各地方整備局のリーフレット等



工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化（ASP活用）
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「工事書類スリム化のポイント」を踏まえ、各地方整備局ごとにリーフレット等を作成し、**受発注者の隅々まで展開**

↓

- ・冊子化して各種会議・事務所で配布
- ・受発注者が互いに所持

「書類限定検査」（44→10種類）の原則化

通常検査

検査書類
44種類
検査時に準備

書類限定検査

検査書類
10種類のみ
検査時に準備

※その他の確認は、
施工プロセスチェック等
で代用

○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を「**原則、実施**」することとし、「**書類限定検査**」として標準化

書類限定検査のイメージ

(R4実績調査)

現状

17%
1,128件

83%
5,624件

(n=6,938件)
※対象外: 186件

➡

R6~

100%

□活用有 □活用無

『2024働き方改革対応相談窓口』の設置について

- 各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口
- 『**2024働き方改革対応相談窓口**』を設置

地域	名称	相談窓口	電話番号	URL
北海道	●●相談窓口	●●部●●課	●●●●●●	https://www.~
東北	2024働き方改革相談窓口	...	...	https://www.~
関東	●●ネットライン	...	...	https://www.~
北陸	...	...	...	https://www.~
中部	...	...	...	https://www.~
近畿	...	...	...	https://www.~
中国	...	...	...	https://www.~
四国	...	...	...	https://www.~
九州	...	...	...	https://www.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口（仮称）一覧（イメージ）

書類関係業務の積算計上

- 工事実施に必要な**書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で分析を進め、積算の更なる適正化を推進**

工事関係書類の様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う**



令和5年度 秋季 九州沖縄ブロック土木部長等会議

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**
- 標準項目として、**「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」**を設け、現場環境改善に努める

(1) 目的

令和6年度より建設現場においても、**時間外労働規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容（例）

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。 [各地方整備局の取組事例]

② 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等の活用を努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

・マンデー・ノーピリオド：月曜日を依頼の期限日としない
・ウェンズデー・ホーム：水曜日は定時の帰宅を心掛ける
・フライデー・ノーリクエスト：土・日曜に休暇が取れるように
金曜日には依頼しない
・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング：
昼休みや午後5時以降の打合せをしない
・イブニング・ノーリクエスト：定時間際、定時後の依頼、
打合せをしない
※フォローアップ：業務完了後、2週間以内に実施状況報告
を技術管理課へ報告

など

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること。**
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。**

○沖縄総合事務局では、コロナ禍における非接触型の取り組みの一環として、令和3年度よりICT技術を活用した遠隔臨場を実施。

○令和4年度より、監督立会等は、通信環境が整わない現場を除き、原則全ての工事で遠隔臨場を実施。

○令和6年度より、完成検査等は、原則全ての検査を遠隔臨場とする。なお、現場条件や検査項目の適用性を踏まえ、従来方法(対面書面検査・現場実地検査)により検査を実施する選択も可能とする。

○遠隔臨場の活用により、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減など、受発注者双方にとって、業務の効率化につながることを確認。

ICT技術(Webカメラ)を活用した遠隔による現場確認事例

【南部国道】電線共同溝工事



段階確認 事務所

【北部国道】橋梁架替工事



材料確認 現場

【南部国道】電線共同溝工事



現場密度試験 現場

【現場の声】

●施工者(受注者)

<効果>

- ・立会時間の短縮。(施工の手待ちの短縮)
- ・緊急時の現場確認の迅速化。
- ・立会順序を予め設定出来るため、円滑な立会が可能。

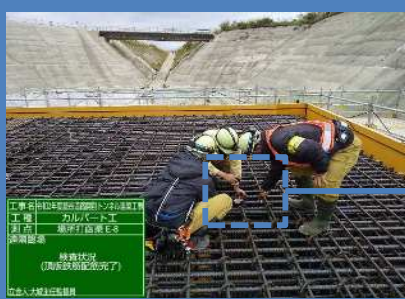
<課題>

- ・配筋確認の際、立会内容が多く黒板準備に時間を要す。
- ・測量機器(光波)等を使用しでの立会が難しい。
- ・通信環境が不安定時に不具合が多々生じる。

【北部国道】函渠工事



ウェアラブルカメラ



配筋検査



カメラによる配信画像 現場

●監督員(発注者)

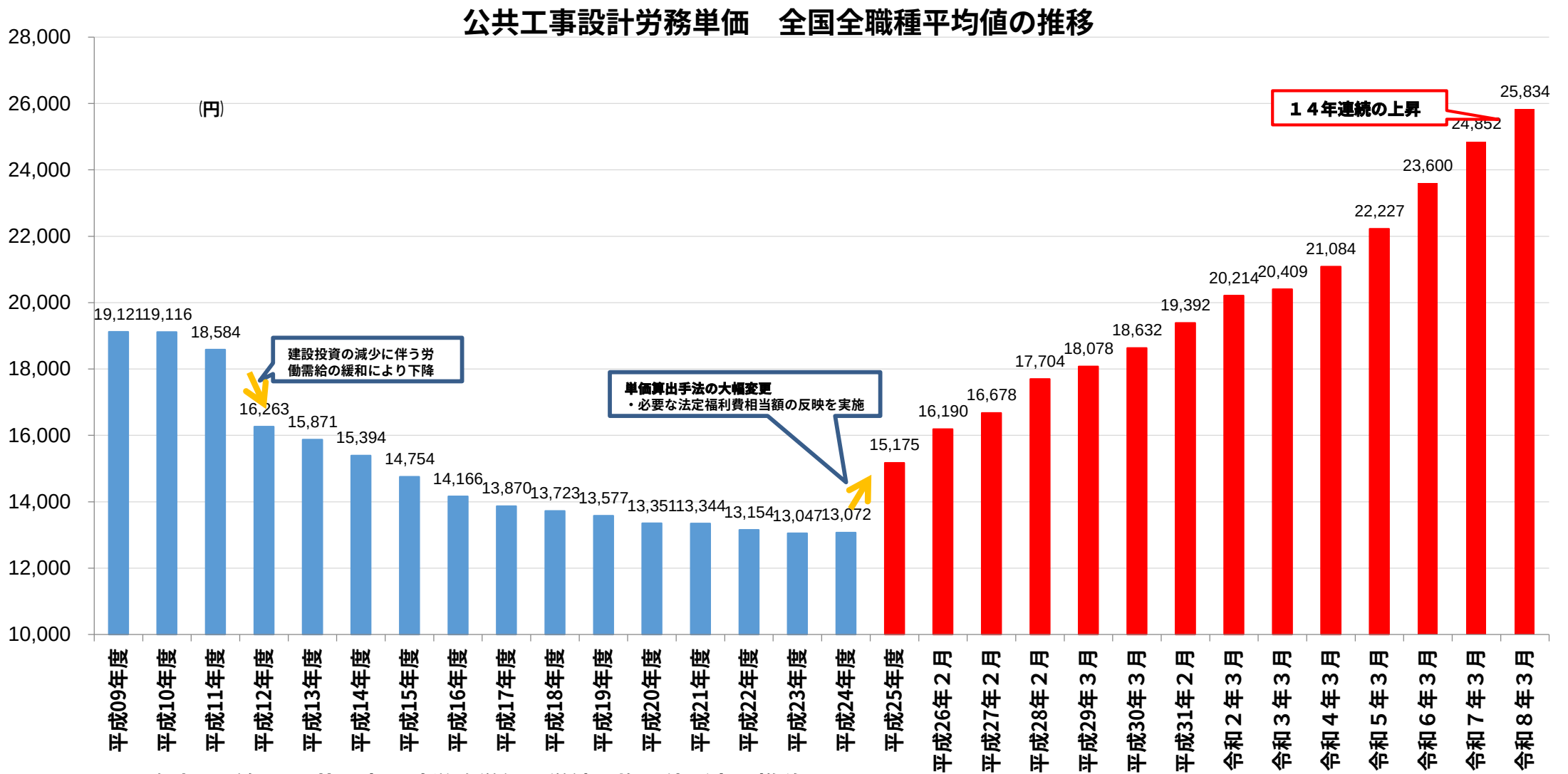
<効果>

- ・現場への移動時間の削減(交通事故の軽減)。
- ・狭小部もカメラで確認が可能。

<課題>

- ・カメラの視野が狭いため、状況把握に難点あり。
- ・出来栄等、カメラ性能、通信環境に左右される可能性がある。

2. 労務単価の見直しについて



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) R6,4月から適用されている**時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用**を反映

全国と沖縄県の比較

労務単価の平均値は、全国平均より若干高くなっている。

全職種

全国（**25,834円**）令和7年3月比；**+4.5%**（平成24年度比；+94.1%）
沖縄（**27,070円**）令和7年3月比；**+5.3%**（平成24年度比；+98.5%）

主要12職種

全国（**24,095円**）令和7年3月比；**+4.2%**（平成24年度比；+93.4%）
沖縄（**25,623円**）令和7年3月比；**+6.4%**（平成24年度比；+97.6%）

（主要12職種）

職種		平均値	令和7年度比	職種		平均値	令和7年度比
特殊作業員	全国	28,111	4.3%	運転手（一般）	全国	25,275	2.9%
	沖縄	28,500	8.1%		沖縄	28,700	4.2%
普通作業員	全国	23,605	3.0%	型枠工	全国	31,671	5.0%
	沖縄	23,300	4.3%		沖縄	32,300	3.7%
軽作業員	全国	18,605	2.9%	大工	全国	30,331	3.1%
	沖縄	18,100	5.5%		沖縄	—	—
とび工	全国	30,780	4.0%	左官	全国	30,508	4.1%
	沖縄	35,100	5.1%		沖縄	31,800	3.5%
鉄筋工	全国	31,267	4.6%	交通誘導警備員A	全国	18,911	5.8%
	沖縄	33,200	8.1%		沖縄	16,800	8.9%
運転手（特殊）	全国	29,442	4.8%	交通誘導警備員B	全国	16,749	6.7%
	沖縄	32,400	8.3%		沖縄	14,300	9.1%

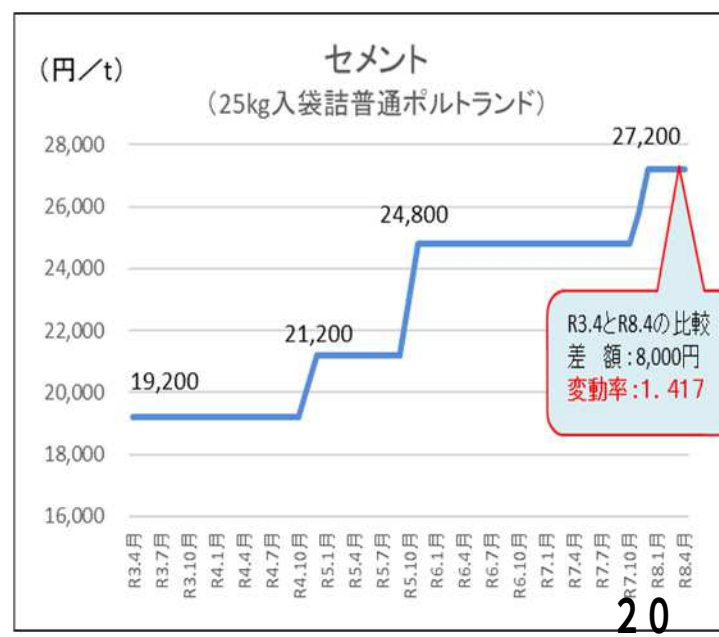
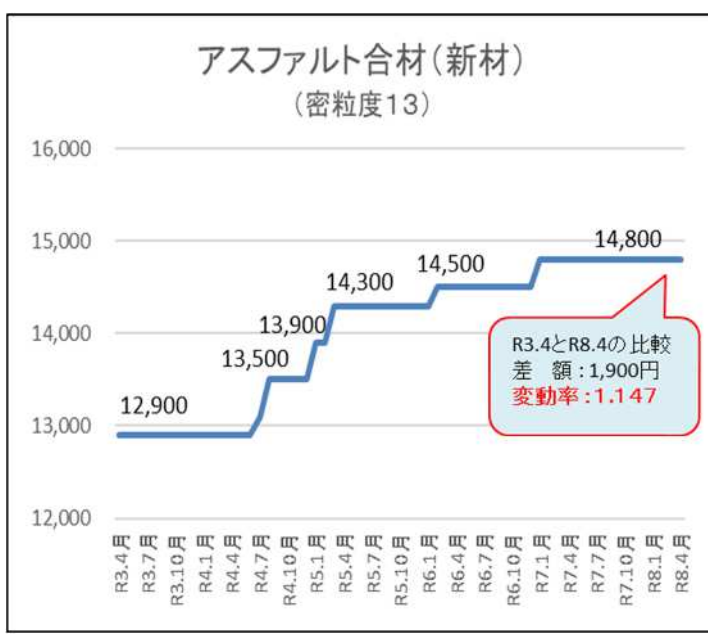
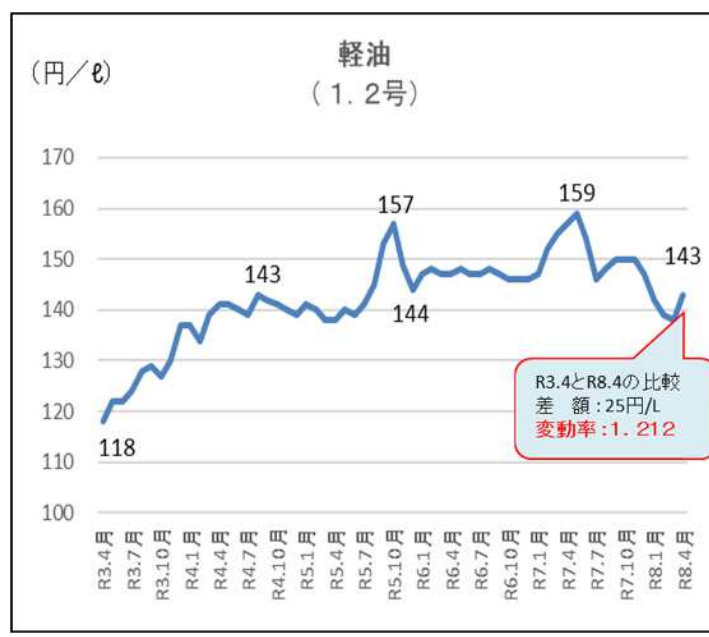
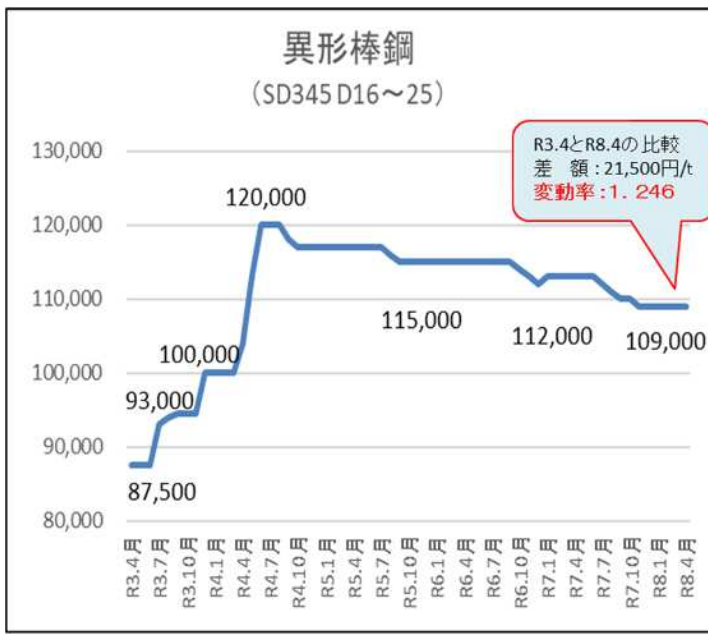
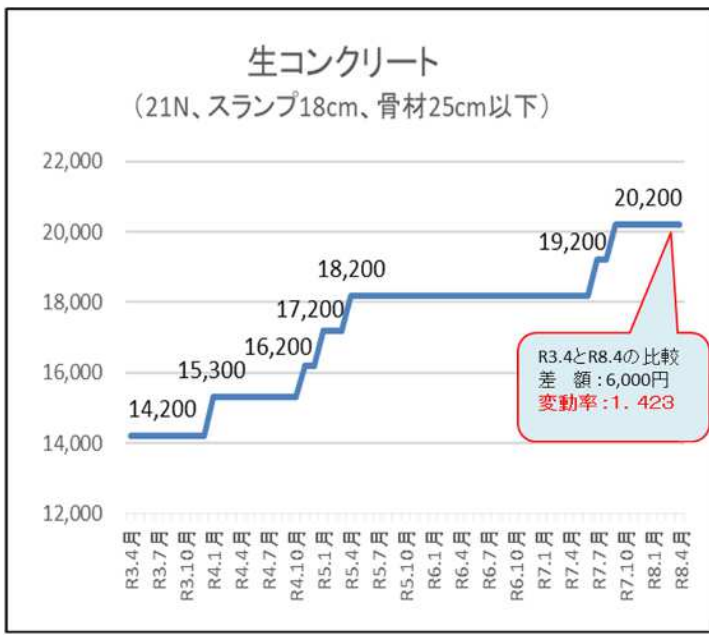
近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	H24比
主要12職種（全国）	+15.3%→	+6.9%→	+3.1%→	+6.7%→	+2.6%→	+2.8%→	+3.7%→	+2.3%→	+1.0%→	+3.0%→	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%
全職種（全国）	+15.1%→	+7.1%→	+4.2%→	+4.9%→	+3.4%→	+2.8%→	+3.3%→	+2.5%→	+1.2%→	+2.5%→	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
全職種（沖縄）	+12.3%→	+6.0%→	+6.7%→	+5.1%→	+3.4%→	+3.8%→	+5.7%→	+4.1%→	+0.4%→	+1.2%→	+1.8%	+7.1%	+6.4%	+5.3%	+98.5%

注）伸率は単純平均値/単純平均値

3. 建設資材等の高騰対策について

沖縄局管内における主要建設資材の価格推移状況 (R3.4～R8.4)



工事請負契約書における請負代金額変更の規定（スライド条項）

◎工事請負契約書

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

全体
スライド

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品
スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレ
スライド

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更 の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事 量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材 (鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単 価等
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の 場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間 における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者 の経営上最小限度必要な利益まで損なわない よう定められた「1%」を採用。単品スライドと同 様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ 月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内 全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要 がない)	可能
	(参考) 沖縄局の R7スライド 適用状況※		1件:改良工事(1件)	5件:橋梁上部工(2件) アスファルト工(1件) 一般土木(1件) 維持修繕(1件)

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

受注者

- 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
 - ・対象品目、対象材料
 - ・変更請求概算額
 - ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
 - **品目毎の合計金額**で比較する（材料毎の比較は行わない）
 - ① 実勢価格に基づく**変動後の金額（品目毎の合計金額）** 実勢価格は単価合意比率を考慮
 - ② 実際の購入金額（**品目毎の合計金額**）

(参考) 対象品目及び材料

区分	品 目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレータスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目
発注者

- **実勢価格にて品目毎の変動額を算出**

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- **実勢価格にてスライド額を算定**

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

「② 実際の購入金額」が安価となる品目
発注者

- **実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出**

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- **実際の購入金額にてスライド額を算定**

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

改定ポイント①

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

- 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか、「実勢価格」にて算出するかを確認

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

➢ 具体的なフローは次ページ参照

改定ポイント①

実際の購入金額の確認フロー

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（単価合意比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

- （補足）見積りについて
- 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」
（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
 - ② 「実勢価格の単価（単価合意比率考慮）+ 30%」
（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の加重平均+ 30%）
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

令和8年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

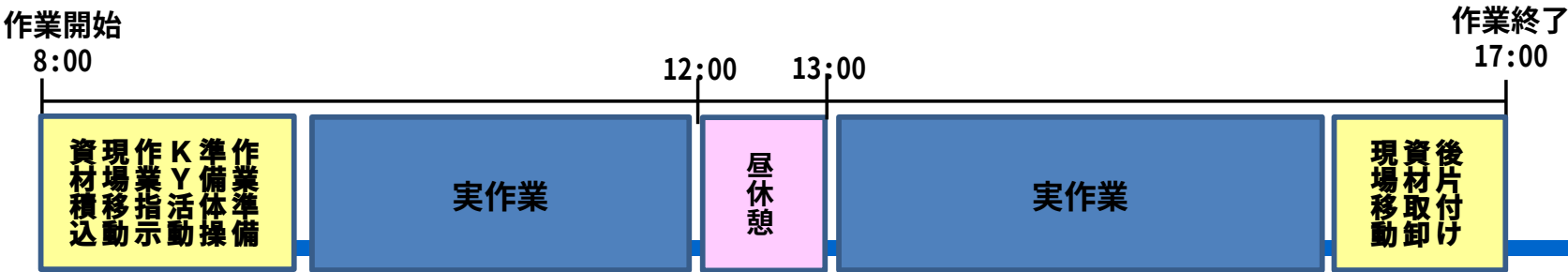
社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1. (3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

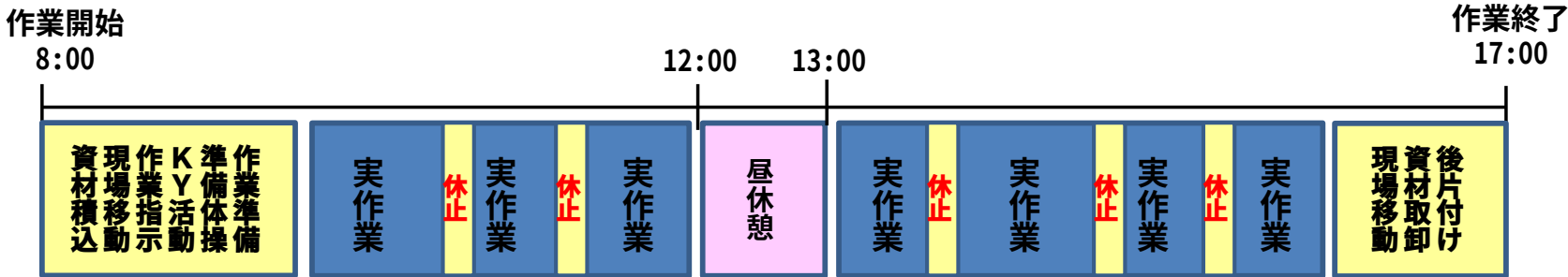
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

- 建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など**6工種**で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

1. (4) 施工規模に応じた標準歩掛 (小規模歩掛等) の設定

- 土木工事標準歩掛の使用にあたって、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化。

土木工事標準歩掛 『13章 道路維持修繕』 ④ 道路打換え工 の例

1. 適用範囲

本資料は、維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし、交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し、交差点部を小規模に分割し施工する場合は、当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは、コンクリート層及びアスファルト層を総称している。

1-1 適用出来る範囲

- (1) 日当り平均作業量が50m²以上420m²以下の場合

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）ではない場合
- (2) 舗装版破碎工（舗装版のとりこわし及び掘削積込）のみを施工する場合
- (3) 排水性舗装、シックリフト工法、Q R P工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載

ご清聴ありがとうございました
